

春日井市新規就農者経営開始資金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援するため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3412号農林水産事務次官依命通知。（以下「総合対策実施要綱」という。））に基づき、予算の範囲内において新規就農者経営開始資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 資金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立又は自営による就農時の年齢が原則として50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する独立又は自営就農するものであること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 市内の農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号により同委員会の許可を要しないものとされたもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく公告があったもの、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

- イ 主要な農業機械及び施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引をすること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 経営の全部又は一部を継承する場合（一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合を除く。）は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等（青年等就農計画に春日井市新規就農者経営開始資金申請追加資料（第1号様式）を添付したものをいう。以下同じ。）であると市長に認められること。
- (5) 青年等就農計画等が次に掲げる要件のいずれにも該当していること。
- ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (6) 人・農地プラン進め方通知（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プ

- ラン」という。)に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。))。
- (7) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (8) 総合対策実施要綱別記3の雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記2の農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記2の就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記2の雇用就農者実践研修支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による災害に備え、園芸施設共済若しくは民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (10) 前年の世帯全体の所得が600万円以下(被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合はこの限りでない。
- (11) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (12) 総合対策実施要綱に定める時期以後に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、交付期間1年につき1,500,000円を交付する。

2 交付期間は、3年を上限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の各号の要件のいずれにも該当する場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、同項の額に1.5を乗じた額（1円未満は切捨て）を交付する。

(1) 家族経営協定を締結しており、当該夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を当該夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(3) 当該夫婦が共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(青年等就農計画等)

第4条 資金の交付を希望する者は、青年等就農計画等に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 収支計画

(2) 履歴書

(3) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合に限る。）

(4) 経営を開始した時期を証明する書類

(5) 経営を継承する場合は、従事していた時期が5年以内である事を証明する書類

(6) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認で

きる書類

- (7) 通帳の写し
- (8) 前年の世帯全員の所得を証明する書類
- (9) 本人確認書類

2 市長は、前項の青年等就農計画等が提出された場合は、その内容を審査し、第2条に定める要件及び「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に記載された要件（以下「交付対象者の考え方」という。）のいずれにも該当し、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めたときは、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

3 第1項の規定は、前項の規定による承認を受けた者が青年等就農計画等の変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更を除く。）をする場合について準用する。

4 第2項の規定は、前項の青年等就農計画等の変更の申請があった場合について準用する。

（資金の交付申請）

第5条 前条第2項の規定による承認を受けた者で、資金の交付を受けようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、春日井市新規就農者経営開始資金交付申請書兼請求書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請は、半年分又は1年分を単位として行うこととし、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行わなければならない。

（資金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する資金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、資金の交付を決定し、春日井市新規就農者経営開始資金交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知し、当該資金を交付するものとする。

(就農状況報告等)

第7条 前条の規定により資金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付期間中、毎年7月末日及び1月末日までにその直前の6か月の就農状況について、就農状況報告（第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 作業日誌の写し

(2) 決算書及び所得証明書の写し（7月末日までの報告の場合に限る。）

(3) 通帳及び帳簿の写し

(4) 農地及び主要な農業機械並びに施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有していること又は借りていることが確認できる書類（2回目以降は、変更がある場合に限る。）

2 交付決定者は、交付期間終了後5年間（次条の規定により就農を中断した場合は、中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末日及び1月末日までに、その直前の6か月の作業日誌（第5号様式）に確定申告書又は所得証明書の写し（7月末日までの報告の場合に限る。）を添付し、市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

第7条の2 交付決定者は、交付期間終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（第6号様式の2）を市長に提出しなければならない。この場合において、中断期間は原則1年以内とし、再開する場合は就農再開届（第6号様式の3）を市長に提出しなければならない。

(就農状況報告の確認)

第8条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、関係機関と協力し、交付決定者が資金の交付期間において「交付対象者の考え方」を満たしているかどうかの状況を確認し、必要があると認めるときは、関係機関と連携して適切な助言及び指

導を行うものとする。

(資金の中止又は休止の届出)

第9条 交付決定者が資金の受給を中止しようとする場合は、速やかに中止届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止しようとする場合(休止期間は、原則1年以内に限る。)は、速やかに休止届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該休止届を提出した交付決定者が資金の受給を再開しようとする場合は、経営再開届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、交付決定者が妊娠若しくは出産又は災害により就農を休止する場合は、1回の妊娠若しくは出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。

4 前項の場合(第3条第3項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。)において、市長は、交付期間を、その休止期間と同期間、延長することができるものとし、交付決定者は、延長を申請しようとするときは、第2項の経営再開届と合わせて第4条第3項の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。

(交付の停止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 農業経営を中止したとき。
- (3) 農業経営を休止したとき。
- (4) 第7条の規定による就農状況報告を定められた期間内に行わなかったとき。
- (5) 第8条に規定する就農の実施状況の確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさず、次のいずれかに該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。

ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小したとき。

イ 耕作すべき農地を遊休化したとき。

ウ 農作物を適切に生産していないとき。

エ 農業従事日数が年間150日かつ年間1,200時間未満であるとき。

オ 第8条の規定により市長から改善の指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。

カ アからオまでに掲げるときのほか、市長が適切な農業経営を行っていないと認めたとき。

- (6) 交付決定者の前年の世帯全体の所得が6,000,000円を超えた場合。ただし、その後、世帯全体の所得が6,000,000円以下となった場合は、6,000,000円以下となった年の翌年度から交付を再開することができるものとし、世帯全体の所得が6,000,000円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(資金の返還)

第11条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定者は、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって、次条の規定による申請により病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号から第5号までのいずれかに該当した時点が既に交付された資金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（同条第1号から第5号までのいずれかに該当した月分を含む。）の資金の額
- (2) 虚偽の申請等を行った場合 資金の全額
- (3) 交付期間（前2条の規定により交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の就農を継続しなかった場合 交付された資金の全額に、就農を継続しなかった期間の月数を交付期間の月数で除した値を乗じた額。ただし、第7条の2の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間更に就農を継続した者を除く。

(返還免除)

第12条 交付決定者は、病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還免除の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、資金の返還を免除することができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定（第5条及び第6条を除く。）は、この要綱の施行の日以後の青年等就農計画の申請に係る事業から適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度の国補正予算により事業を実施する場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定（第9条を除く。）は、この要綱の施行の日以後の青年等就農計画の申請に係る事業から適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。ただし、改正前の要綱中、青年就農給付金は農業次世代人材投資資金に、給付は交付に読み替えるものとする。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市青年就農給付金交付要綱に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月24日から施行する。
- 2 改正後の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定（第8条及び第12条を除く。）は、この要綱の施行の日以後の青年等就農計画の申請に係る事業から適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定（第2条第2号ア及び第6号、第7条第2項及び第3項、第8条並びに第11条第2項及び第3項を除く。）は、この要綱の施行の日以後の要綱の規定に基づき交付を受ける者について適用し、同日前の要綱の規定に基づき交付を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の

規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定にかかわらず、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定は、令和4年11月1日以後の要綱の規定に基づき資金の交付を受ける者について適用し、同日前の要綱の規定に基づき資金の交付を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。